

# 第8回教育委員会

令和4年5月17日  
午後3時30分  
教育センター講義室

案 件

報告第9号 職員の人事について

報告第9号

### 職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

別紙調書のとおり、人事異動を発令する。

## 調　書

(令和4年5月17日付)

項	新補職名	補職名	職種	氏名	備考
	( 課　長　代　理　級　)				
1	保健所感染症対策課長代理	総務部教育政策課担当係長	事務職員	砂　敬三	転出 昇任
	(　係　　長　　級　　)				
2	総務部教育政策課担当係長	教務部（教職員人事担当）勤務	事務職員	東　慎也	昇任

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。